

【平成30年度税制改正項目～資産税編～】



皆さま、こんにちは。税理士の利根川裕行です。

既にご存知の方も多いと思いますが、平成30年度の資産税に関する税制改正項目は、今後、大きな影響が出そうな内容となっています。特に影響が出ると思われるものをピックアップしまとめてみましたので、ご紹介します。

～主な改正内容～

- 事業承継税制（非上場株式等の納税猶予制度）の「特例」が創設されました。
 - **10年間の時限措置**となっています。**必ず、適用の有無の意思確認をして下さい。**
 - **認定経営革新等支援機関の関与が必須**です。**弊社もこの認定機関ですので、ご活用下さい！**
- 小規模宅地等の特例の見直しがされました。
 - 「居住用宅地の家なき子要件」「貸付事業用宅地等の範囲」に制約が入りました。

～事業承継税制の特例の創設～

●改正の背景

平成21年度に創設された事業承継税制については、これまで改正が繰り返されてきましたが、適用要件の厳しさと制度の煩雑さ、柔軟性のなさが指摘され、あまり活用されていませんでした。今後10年の間に、円滑な事業承継は喫緊の課題となっており、**向こう10年間で集中的に中小企業等の事業承継を促進するため、事業承継税制が抜本的に改正されました。**

●改正の概要

平成30年4月1日から**平成35年3月31日の間（5年間）**に、**認定経営革新等支援機関の指導等を受けた「特例承継計画」を作成し、平成39年12月31日（10年間）までに事業承継を行った場合に適用されます。**主な改正内容は下記のとおりです。

内容	現行	特例（時限措置）	ワンポイント
対象株式及び猶予額の大幅な拡大	発行済議決権付株式の 3分の2 相続税（贈与税）の 80% を猶予	発行済議決権付株式の 100% 相続税（贈与税）の 全額 を猶予	事業承継時の税負担はゼロに
対象者の拡充	先代経営者から贈与された株式の のみ が、納税猶予の対象	先代経営者 以外 の方から贈与を受けた株式も納税猶予の対象に	贈与による 株式の集約 にも繋がる
雇用確保要件の撤廃	雇用確保要件（事業承継後5年間平均で雇用の8割を維持）を満たさなくなった場合、納税猶予は打ち切られる →直ちに納税猶予額+利子税を納付	雇用確保要件を満たさなくても、 正当な理由を記載した書類を都道府県へ提出すれば 、納税猶予は継続される	「認定経営革新等支援機関による意見」の記載が 必須
株式の譲渡等で納税猶予額の一部が免除	対象株式を売却等した場合、 相続（贈与）時 の相続税評価額を基に計算した税額を納付	一定の事由により対象株式を譲渡等した場合、 譲渡等時 における相続税評価額を基に再計算し、当初の納税猶予額を下回る場合、 差額は免除	経営環境の変化による 将来の不安 （納税猶予から納税へ）を 軽減
後継者が第三者の場合も、相続税精算課税の適用が可能に	-	事業承継税制を適用する場合に限り、贈与者が60歳以上であれば、贈与者の推定相続人が後継者でなくても、相続時精算課税の選択が可能	親族外承継 を使い易く→事業承継は贈与から

～小規模宅地等の特例の見直し～

●居住用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し（別居親族「通称：家なき子」の適用要件の改正）

特例の対象者から、以下に該当する人が**除外**されます。

- ・相続開始前**3年以内**に、**その者の3親等内の親族**又は**その者と特別の関係がある法人**が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
- ・相続開始時において居住の用に供していた家屋を**過去に所有していた**ことがある者

●貸付事業用宅地等の範囲の改正

相続開始前**3年以内**に貸付事業の用に供された宅地等については、特例の対象から**除外**（ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている場合を除く）

特に事業承継税制の特例についてのご不明な点は、弊社担当者にご確認下さい。（資産税部/税理士 利根川 裕行）